

お客さま各位

株式会社 北日本銀行

投資信託・国債・公共債に関する約款等改訂のお知らせ

2021年2月1日付で、投資信託・国債・公共債に関する約款等を改訂しますのお知らせいたします。

改訂後の約款・規定は、改訂前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので予めご了承ください。

改訂内容につきましては、次頁以降の改訂前後表をご確認ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社北日本銀行 事務システム部 事務統括グループ（担当：遠山）

電話 フリーダイヤル 0120-438-551（平日 9:00～17:00）

「投資信託総合取引約款」

改訂後	改訂前
<p>3. (申込方法等)</p> <p>(1) 申込者は、<u>当行所定の申込書を当行の本・支店及び出張所（以下、「取引店」といいます。）に提出していただき、当行が承諾した場合に限り総合取引を開始することができます。</u></p> <p>(2) ～ (3) 省略</p>	<p>3. (申込方法等)</p> <p>(1) 申込者は、<u>所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名捺印（4. 届出印鑑において定義します。）し、これを当行の本・支店及び出張所（以下、「取引店」といいます。）に提出することによって申込むものとし、当行が承諾した場合に限り総合取引を開始することができます。</u></p> <p>(2) ～ (3) 省略</p>
<p>2 2. (累積投資の申込方法)</p> <p>(1) 申込者は第 1 章（総合取引）に定める方法により、累積投資契約を申込むものとし、</p> <p>(2) 申込者は、<u>当行所定の申込書を取引店に提出していただくことにより各銘柄の累積投資契約を行うものとし、当行が承諾した場合に限り取引を開始するものとし、</u>ただし、すでにほかの累積投資において契約が締結されているときは、新たに取得する累積投資銘柄に関する契約に従った第 1 回目の払込金をもって当該契約の申込みが行われたものとし、</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">2021年2月</p>	<p>2 2. (累積投資の申込方法)</p> <p>(1) 申込者は第 1 章（総合取引）に定める方法により、累積投資契約を申込むものとし、</p> <p>(2) 申込者は<u>所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名、捺印し、これを取引店にご提出していただくことにより各銘柄の累積投資契約を行うものとし、</u>当行が承諾した場合に限り取引を開始するものとし、</p> <p>ただし、すでにほかの累積投資において契約が締結されているときは、新たに取得する累積投資銘柄に関する契約に従った第 1 回目の払込金をもって当該契約の申込みが行われたものとし、</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">2020年6月</p>

「投資信託定時定額購入取引取扱規定（きたぎん積立投信「MY will」）」

改訂後	改訂前
<p>3. (申込方法)</p> <p>(1) <u>申込者は、当行所定の申込書を取引店に提出していただき、当行が承諾した場合に限り本サービスを利用できるものとし、</u></p> <p>(2) 申込みにあたっては、指定銘柄の自動けいぞく（累積）投資口座を開設するものとし、<u>ただしすでに開設済みであるときはこの限りではありません。</u></p>	<p>3. (申込方法)</p> <p>(1) 申込者は、<u>当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名捺印し、これを取引店に提出し、当行が承諾した場合に限り本サービスを利用できるものとし、</u></p> <p>(2) 申込みにあたっては、指定銘柄の自動けいぞく（累積）投資口座を開設するものとし、<u>ただしすでに開設済みであるときはこの限りではありません。</u></p>
<p>4. (申込内容の廃止・変更)</p> <p>(1) <u>申込者は、当行所定の申込書を取引店に提出していただき、当行が承諾した場合に限り本サービスの廃止および申込内容の変更を行うことができます。</u></p> <p>(2) <u>前項の本サービスの廃止および申込内容に変更の適用時期は、申込日が直後に到来する買付日の 11 営業日以前の場合は直後の買付日から、それより後の場合は直後の買付日の翌月からとします。</u></p>	<p>4. (申込内容の変更)</p> <p>(1) 申込者は、<u>所定の手続によって取引店に申し出ることにより、本サービスの解約および申込内容の変更を行うことができます。</u></p> <p>(2) <u>変更の開始は、変更の申込日が 1 日から 15 日の場合は申込月の翌月より、16 日から月末日の場合は申込月の翌々月よりとします。</u></p>
<p>6. (払込みの開始・払込期間)</p> <p>(1) <u>本サービスにおける払込みの開始は、申込日が直後に到来する買付日の 11 営業日以前の場合は直後の買付日から、それより後の場合は直後の買付日の翌月からとします。</u></p> <p>(2) 本サービスの払込期間は、終了時期を指定しないかぎり、定めのないものとし、</p>	<p>6. (払込みの開始・払込期間)</p> <p>(1) <u>本サービスにおける払込みの開始は、申込日が 1 日から 15 日の場合は申込月の翌月より、16 日から月末日の場合は申込月の翌々月よりとします。</u></p> <p>(2) 本サービスの払込期間は、終了時期を指定しないかぎり、定めのないものとし、</p>
<p>(削 除)</p>	<p>1 5. (印鑑照合)</p> <p><u>当行が、依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき、偽造・変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p>
<p>1 5. (その他)</p> <p>(1)～ (3) (省 略)</p> <p>(4) <u>本規定に別段の定めのないときには、「投資信託保護預り約款」および本規定 2. (買付銘柄の選定)に定める選定銘柄の自動けいぞく（累積）投資約款等の各規定・約款に従うものとし、</u></p> <p>(5) <u>この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット、又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">2021年2月</p>	<p>1 6. (その他)</p> <p>(1)～ (3) (省 略)</p> <p>(4) <u>この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときには改定されることがあります。かかる改定が行われた場合には、本サービスの取扱いは改定後の規定に従うこととします。</u></p> <p>(5) <u>本規定に別段の定めのないときには、「投資信託保護預り約款」および本規定 2. (買付銘柄の選定)に定める選定銘柄の自動けいぞく（累積）投資約款等の各規定・約款に従うものとし、</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">2018年5月</p>

「一般債振替決済口座管理規定」

改訂後	改訂前
<p>(元利金の代理受領等)</p> <p>第10条 振替決済口座に記載又は記録がなされている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還及び定時償還金を含みます。以下同じ。）及び金利を取り扱うもの（以下「機構関与銘柄」といいます。）の償還金及び利金の支払があるときは、支払代理人が発行者から受領してから株式会社日本カストディ銀行が当行に代わってこれを受領し、当行が株式会社日本カストディ銀行からお客様に代わってこれを受領し、指定口座に入金します。</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>(元利金の代理受領等)</p> <p>第10条 振替決済口座に記載又は記録がなされている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還及び定時償還金を含みます。以下同じ。）及び金利を取り扱うもの（以下「機構関与銘柄」といいます。）の償還金及び利金の支払があるときは、支払代理人が発行者から受領してから資産管理サービス信託銀行株式会社が当行に代わってこれを受領し、当行が資産管理サービス信託銀行株式会社からお客様に代わってこれを受領し、指定口座に入金します。</p> <p>2 (省 略)</p>
<p>(当行の連帯保証義務)</p> <p>第14条 機構又は株式会社日本カストディ銀行が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>(1) 一般債の振替手続を行った際、機構又は株式会社日本カストディ銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除く。）の償還金及び利金の支払をする義務</p> <p>(2) その他、機構又は株式会社日本カストディ銀行において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">2021年2月</p>	<p>(当行の連帯保証義務)</p> <p>第14条 機構又は資産管理サービス信託銀行株式会社が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>(1) 一般債の振替手続を行った際、機構又は資産管理サービス信託銀行株式会社において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除く。）の償還金及び利金の支払をする義務</p> <p>(2) その他、機構又は資産管理サービス信託銀行株式会社において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">2019年6月</p>